

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	戦傷病者戦没者遺族等に対する援護に係る事務 【令和2年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、戦傷病者戦没者遺族等に対する援護に係る事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和2年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦傷病者戦没者遺族等に対する援護に係る事務
②事務の概要	先の大戦において、公務などのために国に殉じた軍人・軍属及び準軍属の方々に国として弔慰の意を表すため、戦傷病者戦没者遺族等に対して特別給付金や特別弔慰金の支給を行うにあたり、その請求の受理、京都府へ請求書類の進達並びに請求に対する応答に関する事務を行う。 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する事務 ・戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務 ・戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に関する事務 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務 ・戦傷病者特別援護法に関する事務
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
戦傷病者戦没者遺族等に対する援護に係る事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表第一の48の項 番号法第9条第1項 別表第一の40の項 番号法第9条第1項 別表第一の50の項 番号法第9条第1項 別表第一の53の項 番号法第9条第1項 別表第一の20の項 番号法第9条第1項 別表第一の42の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第39条 別表第一省令第31条 別表第一省令第41条 別表第一省令第42条 別表第一省令第19条 別表第一省令第33条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 TEL0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部社会福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 TEL0773-24-7088

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

